

*北海道公報

発行 北 海 道
編集 総務部人事局
法制文書課
電話 011-204-5035
FAX 011-232-1385
印刷 富士プリント(株)

北 海 道
北海道教育委員会
北海道人事委員会
北海道監査委員 訓 令
北海道労働委員会
北 海 道 議 会
北 海 道 企 業 局

目 次	ページ
規 則	
○北海道行政組織規則の一部を改正する規則..... (人事課)	1
○機構改正に伴う関係規則の整備に関する規則..... (人事課)	8
○北海道財務規則の一部を改正する規則..... (出納局総務課)	8
○刑事施設及び受刑者の処遇等に関する法律の一部改正に伴う関係条例の整理に関する 条例の施行期日を定める規則..... (警察本部警務課)	9
訓 令	
○機構改正に伴う関係訓令の整備に関する訓令..... (人事課)	9
○北海道文書管理規程の一部を改正する訓令..... (法制文書課)	10
北 海 道 訓 令 北海道教育委員会	
○北方領土隣接地域振興対策連絡協議会設置規程の一部を改正する訓令 (北方領土対策本部)	11
北 海 道 北海道教育委員会 訓 令 北海道警察本部	
○機構改正に伴う関係訓令の整備に関する訓令..... (人事課)	11
北 海 道 北海道企業局 訓 令 北海道教育委員会	
○北海道土地・水対策連絡協議会設置規程の一部を改正する訓令..... (計画室)	12
○北海道苫小牧東部開発本部規程の一部を改正する訓令..... (産業立地課)	12
北 海 道 北海道教育委員会 訓 令 北海道警察本部 北海道企業局	
○新しい総合計画検討委員会設置規程の一部を改正する訓令..... (計画室)	12

○第58回全国植樹祭北海道実施本部設置規程の一部を改正する訓令 (全国植樹祭準備室)	13
道人事委員会規則	
○職員の任用に関する権限の一部を任命権者に委任する規則の一部を改正する規則.....	14
○北海道職員の特殊勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則.....	14
○管理職手当に関する規則の一部を改正する規則.....	14
○初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則.....	14
○公益法人等への北海道職員等の派遣等に関する規則の一部を改正する規則.....	15

規 則

北海道行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年 5月31日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道規則第60号

北海道行政組織規則の一部を改正する規則

北海道行政組織規則（昭和41年北海道規則第21号）の一部を次のように改正する。

目次中「道税事務所」を「札幌道税事務所」に、「第57条の7」を「第57条の6」に、「野幌森林公園事務所（第69条―第73条）」を「削除」に改める。

第5条第3項の表地域振興・計画局の項中「計画室」を「地域づくり支援室 計画室」に改め、同表新幹線・交通企画局の項の次に次のように加える。

保健医療局	地域医師確保推進室
福祉局	ねんりんピック推進室

第6条第3項の表国際課の項の次に次のように加える。

市町村課	市町村財政健全化支援室
------	-------------

第7条第3項の企画振興部地域振興・計画局計画室の事項の前に次の1事項を加える。

企画振興部地域振興・計画局地域づくり支援室

- (1) 地域振興の企画及び総合調整に関すること。
- (2) 地域づくり施策の企画、調整及び推進に関すること。
- (3) 経済の調査及び分析に関すること。

第7条第3項の企画振興部新幹線・交通企画局新幹線対策室の事項の次に次の2事項を加える。

保健福祉部保健医療局地域医師確保推進室

地域の医師確保に関すること。

保健福祉部福祉局ねりんピック推進室

第22回全国健康福祉祭北海道・札幌大会に関すること。

第8条の4税務課の事項第4号中「道税事務所」を「札幌道税事務所」に改める。

第9条の4に次の1項を加える。

2 市町村財政健全化支援室の分掌事務は、前項の市町村課の分掌事務のうち第2号に掲げる事務（市町村の財政に関することに限る。）並びに第4号及び第9号に掲げる事務とする。

第10条の3自然環境課の事項第5号を削る。

第21条第2項及び第3項を削り、同条第4項中「前3項」を「前項」に改め、後段を削り、同項を同条第2項とする。

第24条経理課の事項中第7号を削り、第8号を第7号とし、第9号から第11号までを1号ずつ繰り上げる。

第28条第1項の表職員監の項の次に次のように加える。

危機管理監	総務部危機対策局防災消防課
-------	---------------

第29条中「つかさどる局」を「つかさどる局、室」に改め、同条の表中「の局」を「の局、室」に改め、同表北海道総合開発委員会の項、北海道国土利用計画審議会の項及び北海道土地利用審査会の項中「地域振興・計画局」を「地域振興・計画局計画室」に改め、同表北海道固定資産評価審議会の項の次に次のように加える。

北海道本人確認情報保護審議会	地域振興・計画局市町村課
----------------	--------------

第29条の表北海道中小企業調停審議会の項の次に次のように加える。

北海道卸売市場審議会	商工局商業経済交流課
------------	------------

第39条地域振興部の事項中第11号を第12号とし、第7号から第10号までを1号ずつ繰り下

げ、第6号の次に次の1号を加える。

(7) 国民保護に関すること。

第40条第1項地域政策課の事項中第13号を第14号とし、第7号から第12号までを1号ずつ繰り下げ、第6号の次に次の1号を加える。

(7) 国民保護に関すること。

「第2款 道税事務所」を「第2款 札幌道税事務所」に改める。

第45条中「北海道道税事務所設置条例（昭和28年北海道条例第90号）」を「北海道札幌道税事務所条例（平成19年北海道条例第11号）」に、「道税事務所の」を「札幌道税事務所の」に改め、同条の表中「北海道札幌中央道税事務所」を「北海道札幌道税事務所」に改め、「のうち中央区、西区及び手稲区」を削り、同表北海道札幌北道税事務所の項及び北海道札幌南道税事務所の項を削る。

第46条中「道税事務所」を「札幌道税事務所」に改める。

第46条の2及び第47条を次のように改める。

（内部組織及び分掌事務）

第46条の2 札幌道税事務所に税務管理部及び自動車税部を置き、次の事務を分掌させる。

税務管理部

- (1) 道税の賦課徴収に関すること（自動車税部の主管に属するものを除く。）。(2) 道税の収納、道税に係る諸証明等に関すること。

自動車税部

- (1) 自動車税及び自動車取得税の賦課徴収に関すること。(2) 道税の収納、道税に係る諸証明等に関すること。

（課の分掌事務）

第47条 税務管理部に課税第一課、課税第二課及び納税課を置き、次の事務を分掌させる。

課税第一課

- (1) 道民税、事業税及び鉦区税（以下この項において「道民税等」という。）の賦課に関すること。(2) 道民税等の賦課に係る犯則取締りに関すること。(3) 道民税等の賦課に係る不服申立て及び訴訟に関すること。(4) 納税相談に関すること。(5) 庶務に関すること。(6) 財務に関すること。(7) その他所内他課の主管に属しないこと。

課税第二課

- (1) 不動産取得税、道たばこ税、ゴルフ場利用税及び軽油引取税（以下この項において「不動産取得税等」という。）並びに循環資源利用促進税の賦課に関すること。

- (2) 不動産取得税等の賦課に係る犯則取締りに関すること。
- (3) 不動産取得税等及び循環資源利用促進税の賦課に係る不服申立て及び訴訟に関する
こと。

納税課

- (1) 道税（道税に係る税外諸収入金を含む。）の収納及び決算に関すること。
- (2) 道税に係る諸証明に関すること。
- (3) 道税（道税に係る税外諸収入金を含む。）の徴収に関すること（自動車税部の主管
に属するものを除く。）。
- (4) 道税の徴収に係る犯則取締りに関すること（自動車税部の主管に属するものを除
く。）。
- (5) 道税の徴収に係る不服申立て及び訴訟に関すること（自動車税部の主管に属するも
のを除く。）。
- (6) 札幌市における道税の収納事務の指導に関すること。
- (7) 納税貯蓄組合に関すること。

2 自動車税部に自動車税課税課及び自動車税納税課を置き、次の事務を分掌させる。

自動車税課税課

- (1) 自動車税及び自動車取得税（以下この項において「自動車税等」という。）の賦課
（証紙による徴収を含む。以下この項において同じ。）に関すること。
- (2) 自動車税等の賦課に係る犯則取締りに関すること。
- (3) 自動車税等の賦課に係る不服申立て及び訴訟に関すること。
- (4) 納税相談に関すること。
- (5) 庶務に関すること。
- (6) 財務に関すること。
- (7) その他自動車税納税課の主管に属しないこと。

自動車税納税課

- (1) 道税（道税に係る税外諸収入金を含む。）の収納及び決算に関すること。
- (2) 道税に係る諸証明に関すること。
- (3) 自動車税等（自動車税等に係る税外諸収入金を含む。）の徴収に関すること（自動
車税課税課の主管に属するものを除く。）。
- (4) 自動車税等の徴収に係る犯則取締りに関すること（自動車税課税課の主管に属する
ものを除く。）。
- (5) 自動車税等の徴収に係る不服申立て及び訴訟に関すること（自動車税課税課の主管
に属するものを除く。）。

第57条の7を削る。

第65条を次のように改める。

第65条 削除

第3章第4節第4款を次のように改める。

第4款 削除

第69条から第73条まで 削除

第81条中「及び研究課」を削り、同条総務課の事項第4号中「研究課」を「他課」に改め、
同条研究課の事項を削る。

第100条中「学務課を」を「教育課を」に改め、同条総務課の事項第3号中「（学務課の
主管に属するものを除く。）」を削り、同事項第4号中「学務課」を「教育課」に改め、同
号を同事項第12号とし、同事項第3号の次に次の8号を加える。

- (4) 学生の募集、入学、退学、休学、修業及び卒業に関すること。
- (5) 学籍に関すること。
- (6) 学生の賞罰に関すること。
- (7) 学生の健康管理に関すること。
- (8) 授業料等の減免に関すること。
- (9) 修学資金等に関すること。
- (10) 図書の管理に関すること。
- (11) 卒業生に関すること。

第100条学務課の事項中「学務課」を「教育課」に改め、同事項第2号から第4号までを
削り、同事項第5号中「健康管理、生活指導その他の学生の補導」を「生活指導」に改め、
同号を同事項第2号とし、同事項中第6号を第3号とし、第7号から第10号までを削り、同
事項第11号中「学務」を「教育」に改め、同号を同事項第4号とする。

第159条中「総務部」を「企画調整部」に改める。

第160条中「総務部」を「企画調整部」に改め、「及び企画情報課」を削り、同条総務課
の事項第3号中「その他他課（科）」を「その他の科」に改め、同条企画情報課の事項を削
る。

第169条中「及び技術支援課」を削り、同条総務課の事項第3号を削り、同事項第4号中
「その他他課（科）」を「その他の科」に改め、同号を同事項第3号とし、同条技術支援課
の事項を削る。

第210条第2項中「及び企画情報室にそれぞれ次の表の右欄に掲げる課」を「に総務課」
に改め、同項の表を削る。

第211条第3項中「各課」を「の課」に改め、同項総務部の事項及び企画情報室の事項を
削り、同項に次の1事項を加える。

総務課

- (1) 庶務に関すること。
- (2) 財務に関すること。

(3) 試験船の維持、運行その他の管理に関すること。

(4) その他他部（課）の主管に属しないこと。

第258条第3項に次の1号を加える。

(3) 構造計算適合性判定に関すること。

第270条の15第2項中「出張所（）」の次に「小樽土木現業所共和出張所、稚内土木現業所歌登出張所、」を加える。

第279条の見出し中「係等」を「グループ等」に改め、同条第1項中「、当該出先機関の長は」を削り、「係」を「グループ、課、係」に、「室を置くことができる」を「室（以下「グループ等」という。）を置く」に改め、同条第2項中「係、科、部門及び室の名称及び」を「グループ等の」に改める。

第279条の2中「が係」を「が前条第1項のグループ等」に、「係の属する前条第1項の」を「グループ等の属する」に改める。

別表第8中	職員監	上司の命を受け、職員の苦情の解決の促進及び職員団体との交渉に関する事務に従事するとともに、当該事務を総括整理する。	を

職員監	上司の命を受け、職員の苦情の解決の促進及び職員団体との交渉に関する事務に従事するとともに、当該事務を総括整理する。	に、
危機管理監	上司の命を受け、危機対策に関する事務に従事するとともに、当該事務を総括整理する。	

保健医療局医療政策課	医療参事	上司の命を受け、医療供給体制の整備並びに医療技術者の養成及び確保に係る企画及び調整、医療技術に係る指導等の事務に従事する。	を

保健医療局地域医師確保推進室	医療参事	上司の命を受け、地域の医師確保に関する事務に従事する。	に改め
保健医療局医療政策課	医療参事	上司の命を受け、医療供給体制の整備並びに医療技術者の養成及び確保に係る企画及び調整、医療技術に係る指導等の事務に従事する。	

る。

別表第8その2企画振興部地域振興・計画局の項中「企画振興部地域振興・計画局」を

「企画振興部地域振興・計画局地域づくり支援室」に改め、同表環境生活部生活局の項の次に次のように加える。

保健福祉部保健医療局地域医師確保推進室	地域の医師確保に関する事務
保健福祉部福祉局ねんりんピック推進室	第22回全国健康福祉祭北海道・札幌大会に関する事務

別表第9課の項組織の欄中「課」を「局及び課」に改め、同項職務の欄中「課の」を削り、「課長」を「課長等」に改める。

別表第10の(1)の表東京事務所の室の項の次に次のように加える。

札幌道税事務所の課	主幹	上司を補佐し、当該組織の主管に属する特定の事務を処理し、掌理する。
-----------	----	-----------------------------------

別表第10の(1)の表衛生学院の学務課の部中「学務課」を「教育課」に改め、同部総括教務主幹の項を削る。

別表第11の(1)の表中「札幌中央道税事務所」、「札幌北道税事務所」及び「札幌南道税事務所」を削り、

食品加工研究センター 北方建築総合研究所	を	食品加工研究センター 北方建築総合研究所 地質研究所	に、	道立精神科病院 札幌高等技術専門学校	副学
-------------------------	---	----------------------------------	----	-----------------------	----

院長	を	道立精神科病院	に改め、「野幌森林公園事務所」及び「衛生学院の総務課」を削り、「網走支庁の経済部」を「網走支庁の産業振興部」に改め、
----	---	---------	--

「中央農業試験場の企画情報室 中央水産試験

中央農業試験場の企画情報室 中央水産試験	室長補佐	室長を補佐し、室の事務を整理する。	を
-------------------------	------	-------------------	---

場の企画情報室				グループ、地域戦略グループ、特定地域グループ、経済調査グループ及び経済分析グループの職員である者に限る。)	援室
中央農業試験場の企画情報室	室長補佐	室長を補佐し、室の事務を整理する。		野幌森林公園事務所	環境生活部環境局自然環境課
中央水産試験場の企画情報室				保健福祉部福祉局高齢者保健福祉課（健康福祉祭準備グループの職員である者に限る。)	保健福祉部福祉局なんりんピック推進室
工業試験場の企画調整部	研究主幹	上司の命を受け、企画調整部の所定の事務に従事する。		札幌中央道税事務所管理課（総務係の職員である者に限る。)	札幌道税事務所税務管理部課税第一課
道税事務所の課	を	札幌道税事務所の課	に、「経済部の林務課」を「産業振興部の林	札幌中央道税事務所管理課（総務係の職員である者を除く。)	札幌道税事務所税務管理部納税課
サハリン事務所		サハリン事務所	務課」に改める。	札幌中央道税事務所直税課（不動産取得税第一係及び不動産取得税第二係の職員である者に限る。)	札幌道税事務所税務管理部課税第二課
		原子力環境センターの課	別表第15の(2)の表電子顕微鏡操作員の項を削る。	札幌中央道税事務所直税課（不動産取得税第一係及び不動産取得税第二係の職員である者を除く。)	札幌道税事務所税務管理部課税第一課
			別表第16中「経済部商工労働観光課」を「産業振興部商工労働観光課」に改める。	札幌中央道税事務所間税課	札幌道税事務所税務管理部課税第二課
附 則				札幌中央道税事務所納税課	札幌道税事務所税務管理部納税課
(施行期日)				札幌北海道税事務所管理課（総務係の職員である者に限る。)	札幌道税事務所自動車税部自動車税課税課
1 この規則は、平成19年6月1日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、第258条第3項に1号を加える改正規定は、同月20日から施行する。				札幌北海道税事務所管理課（総務係の職員である者を除く。)	札幌道税事務所自動車税部自動車税納税課
(経過措置)				札幌北海道税事務所課税課（事業税係の職員である者に限る。)	札幌道税事務所税務管理部課税第一課
2 施行日の前日において現に次の表の左欄に掲げる本庁及び出先機関の内部組織の職員である者は、別に発令をされない限り、同一の勤務条件をもって、当該右欄に掲げる本庁及び出先機関の内部組織の相当の職員となるものとする。				札幌北海道税事務所課税課（事業税係の職員である者を除く。)	札幌道税事務所税務管理部課税第二課
企画振興部地域振興・計画局市町村課（財政グループ及び再建支援グループの職員である者に限る。)		企画振興部地域振興・計画局市町村課市町村財政健全化支援室		札幌北海道税事務所自動車税課	札幌道税事務所自動車税部自動車税課税課
企画振興部地域振興・計画局（地域づくり		企画振興部地域振興・計画局地域づくり支		札幌北海道税事務所納税課	札幌道税事務所自動車税部自動車税納税課
				札幌南道税事務所管理課（総務係の職員である者に限る。)	札幌道税事務所税務管理部課税第一課

札幌南道税事務所管理課（総務係の職員である者を除く。）	札幌道税事務所税務管理部納税課
札幌南道税事務所課税課（事業税に係る事務を処理すべきこととされている者に限る。）	札幌道税事務所税務管理部課税第一課
札幌南道税事務所課税課（事業税に係る事務を処理すべきこととされている者を除く。）	札幌道税事務所税務管理部課税第二課
札幌南道税事務所納税課（主幹、副主幹及び主査に限る。）	札幌道税事務所税務管理部納税課
札幌南道税事務所納税課（主幹、副主幹及び主査を除く。）	札幌道税事務所自動車税部自動車税納税課
札幌南道税事務所徴収特別対策課	札幌道税事務所自動車税部自動車税納税課
衛生学院学務課（教務係及び学生係の職員である者に限る。）	衛生学院総務課
衛生学院学務課（教務係及び学生係の職員である者を除く。）	衛生学院教育課
地質研究所総務部	地質研究所企画調整部
地質研究所総務部企画情報課	地質研究所企画調整部
小樽土木現業所共和出張所施設保全室	小樽土木現業所共和出張所
稚内土木現業所歌登出張所施設保全室	稚内土木現業所歌登出張所

- 3 施行日の前日において現に次の表の左欄に掲げる職にある者であって、別に発令をされないものは、引き続き当該右欄の職を命ぜられるものとする。

札幌中央道税事務所管理課長	札幌道税事務所税務管理部課税第一課主幹
札幌中央道税事務所管理課総務係長	札幌道税事務所税務管理部課税第一課主査
札幌中央道税事務所管理課収納管理第一係長	札幌道税事務所税務管理部納税課主査
札幌中央道税事務所管理課収納管理第二係長	札幌道税事務所税務管理部納税課主査
札幌中央道税事務所直税課長	札幌道税事務所税務管理部課税第一課主幹

札幌中央道税事務所直税課事業税第一係長	札幌道税事務所税務管理部課税第一課主査
札幌中央道税事務所直税課事業税第二係長	札幌道税事務所税務管理部課税第一課主査
札幌中央道税事務所直税課事業税第三係長	札幌道税事務所税務管理部課税第一課主査
札幌中央道税事務所直税課不動産取得税第一係長	札幌道税事務所税務管理部課税第二課主査
札幌中央道税事務所直税課不動産取得税第二係長	札幌道税事務所税務管理部課税第二課主査
札幌中央道税事務所間税課長	札幌道税事務所税務管理部課税第二課主幹
札幌中央道税事務所間税課間税第一係長	札幌道税事務所税務管理部課税第二課主査
札幌中央道税事務所間税課間税第二係長	札幌道税事務所税務管理部課税第二課主査
札幌中央道税事務所間税課軽油引取税調査係長	札幌道税事務所税務管理部課税第二課主査
札幌中央道税事務所納税課長	札幌道税事務所税務管理部納税課主幹
札幌中央道税事務所納税課納税第一係長	札幌道税事務所税務管理部納税課主査
札幌中央道税事務所納税課納税第二係長	札幌道税事務所税務管理部納税課主査
札幌中央道税事務所納税課納税第三係長	札幌道税事務所税務管理部納税課主査
札幌中央道税事務所納税課納税第四係長	札幌道税事務所税務管理部納税課主査
札幌中央道税事務所納税課納税第五係長	札幌道税事務所税務管理部納税課主査
札幌北海道税事務所管理課長	札幌道税事務所自動車税部自動車税課税課主幹
札幌北海道税事務所管理課総務係長	札幌道税事務所自動車税部自動車税課税課主査
札幌北海道税事務所管理課収納管理第一係長	札幌道税事務所自動車税部自動車税納税課主査
札幌北海道税事務所管理課収納管理第二係長	札幌道税事務所自動車税部自動車税納税課主査
札幌北海道税事務所課税課長	札幌道税事務所税務管理部課税第二課主幹
札幌北海道税事務所課税課事業税係長	札幌道税事務所税務管理部課税第一課主査

札幌北海道税事務所課税課不動産取得税第一係長	札幌道税事務所税務管理部課税第二課主査	札幌南道税事務所課税課事業税第一係長	札幌道税事務所税務管理部課税第一課主査
札幌北海道税事務所課税課不動産取得税第二係長	札幌道税事務所税務管理部課税第二課主査	札幌南道税事務所課税課事業税第二係長	札幌道税事務所税務管理部課税第一課主査
札幌北海道税事務所自動車税課長	札幌道税事務所自動車税部自動車税課税課主幹	札幌南道税事務所不動産取得税第一係長	札幌道税事務所税務管理部課税第二課主査
札幌北海道税事務所自動車税課自動車税第一係長	札幌道税事務所自動車税部自動車税課税課主査	札幌南道税事務所不動産取得税第二係長	札幌道税事務所税務管理部課税第二課主査
札幌北海道税事務所自動車税課自動車税第二係長	札幌道税事務所自動車税部自動車税課税課主査	札幌南道税事務所納税課長	札幌道税事務所自動車税部自動車税納税課主幹
札幌北海道税事務所自動車税課自動車税第三係長	札幌道税事務所自動車税部自動車税課税課主査	札幌南道税事務所納税課納税第一係長	札幌道税事務所自動車税部自動車税納税課主査
札幌北海道税事務所自動車税課自動車税第四係長	札幌道税事務所自動車税部自動車税課税課主査	札幌南道税事務所納税課納税第二係長	札幌道税事務所自動車税部自動車税納税課主査
札幌北海道税事務所自動車税課自動車税第五係長	札幌道税事務所自動車税部自動車税課税課主査	札幌南道税事務所納税課納税第三係長	札幌道税事務所自動車税部自動車税納税課主査
札幌北海道税事務所納税課長	札幌道税事務所自動車税部自動車税納税課主幹	札幌南道税事務所納税課納税第四係長	札幌道税事務所自動車税部自動車税納税課主査
札幌北海道税事務所納税課納税第一係長	札幌道税事務所自動車税部自動車税納税課主査	札幌南道税事務所納税課納税第五係長	札幌道税事務所自動車税部自動車税納税課主査
札幌北海道税事務所納税課納税第二係長	札幌道税事務所自動車税部自動車税納税課主査	札幌南道税事務所徴収特別対策課長	札幌道税事務所自動車税部自動車税納税課主幹
札幌北海道税事務所納税課納税第三係長	札幌道税事務所自動車税部自動車税納税課主査	衛生学院学務課総括教務主幹	衛生学院教育課長補佐
札幌北海道税事務所納税課納税第四係長	札幌道税事務所自動車税部自動車税納税課主査	札幌土木現業所岩見沢出張所河川係長	札幌土木現業所岩見沢出張所治水係長
札幌南道税事務所管理課長	札幌道税事務所税務管理部納税課主幹	札幌土木現業所滝川出張所公園下水道係長	札幌土木現業所滝川出張所下水道係長
札幌南道税事務所管理課総務係長	札幌道税事務所税務管理部課税第一課主査	渡島支庁産業振興部農村振興課防災ダム係長	渡島支庁産業振興部農村振興課主査
札幌南道税事務所管理課収納管理第一係長	札幌道税事務所税務管理部納税課主査	旭川土木現業所事業部事業課都市整備第一係長	旭川土木現業所事業部事業課都市整備係長
札幌南道税事務所管理課収納管理第二係長	札幌道税事務所税務管理部納税課主査	旭川土木現業所事業部事業課都市整備第二係長	旭川土木現業所事業部事業課主査
札幌南道税事務所課税課長	札幌道税事務所税務管理部課税第二課主幹	留萌支庁産業振興部農村振興課防災ダム係長	留萌支庁産業振興部農村振興課主査
		網走土木現業所北見出張所道路第一係長	網走土木現業所北見出張所道路係長

室蘭土木現業所苫小牧出張所河川第一係長	室蘭土木現業所苫小牧出張所河川係長
室蘭土木現業所洞爺出張所道路第一係長	室蘭土木現業所洞爺出張所道路係長
室蘭土木現業所登別出張所道路第一係長	室蘭土木現業所登別出張所道路係長
帯広土木現業所事業部事業課河川第一係長	帯広土木現業所事業部事業課河川係長
釧路土木現業所事業部事業課道路第一係長	釧路土木現業所事業部事業課道路係長

機構改正に伴う関係規則の整備に関する規則をここに公布する。

平成19年5月31日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道規則第61号

機構改正に伴う関係規則の整備に関する規則

（北海道職員倫理規則の一部改正）

第1条 北海道職員倫理規則（平成12年北海道規則第158号）の一部を次のように改正する。

別表第1中第15号を第17号とし、第14号を第16号とし、同表第13号中「生涯学習部長」を「教育職員監」に改め、同号を同表第15号とし、同表第12号中「企画総務部長」を「教育次長」に改め、同号を同表第14号とし、同表中第11号を第13号とし、第7号から第10号までを2号ずつ繰り下げ、第6号を第7号とし、同号の次に次の1号を加える。

8 札幌道税事務所長

別表第1中第5号を第6号とし、第2号から第4号までを1号ずつ繰り下げ、第1号の次に次の1号を加える。

2 危機管理監

（北海道税条例施行規則の一部改正）

第2条 北海道税条例施行規則（昭和29年北海道規則第98号）の一部を次のように改正する。

第1条第5号中「道税事務所」を「札幌道税事務所」に改める。

第3条中「道税事務所の副所長」を「札幌道税事務所の部長」に改める。

第6条第2項中「道税事務所」を「札幌道税事務所」に改める。

第6条の2第1項中「及び第699条の32」を「、第699条の32及び第700条の49」に改め、「（札幌市を除く。以下この項において同じ。）」を削り、「支庁」の次に「又は札幌道税事務所」を加え、同条第2項を削る。

第7条、第16条の5第2項及び第23条第1項から第3項までの規定中「道税事務所」を「札幌道税事務所」に改める。

第36条中「（札幌市長にあっては、札幌中央道税事務所長）」を削る。

第41条の7中「次の各号に掲げる」を「本庁の」に、「それぞれ当該各号に定める」を

「札幌市以外の市町村の」に改め、同条各号を削る。

第68条第2項、第68条の5（見出しを含む。）並びに第68条の6第1項及び第2項中「道税事務所」を「札幌道税事務所」に改める。

第68条の7第1項中「道税事務所」を「札幌道税事務所」に改め、同条第2項及び第3項を削る。

第69条第2項中「又は道税事務所」を削る。

第71条の11第1項及び第2項中「道税事務所」を「札幌道税事務所」に改める。

別記第1号様式の4の2中「道税事務所長」を「札幌道税事務所長」に改める。

別記第9号様式中「第23条、第68条の7関係」を「第23条関係」に改める。

別記第49号様式の5中「道税事務所長」を「札幌道税事務所長」に改める。

別記第58号様式の2の6備考中「道税事務所」を「札幌道税事務所」に改める。

（特定工業等導入地区等における道税の課税の特例に関する条例施行規則の一部改正）

第3条 特定工業等導入地区等における道税の課税の特例に関する条例施行規則（昭和60年北海道規則第28号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「道税事務所」を「札幌道税事務所」に改める。

（北海道立野幌森林公園駐車場管理規則の一部改正）

第4条 北海道立野幌森林公園駐車場管理規則（昭和46年北海道規則第28号）の一部を次のように改正する。

別記様式中「北海道野幌森林公園事務所」を「北海道立野幌森林公園」に改める。

附 則

この規則は、平成19年6月1日から施行する。

北海道財務規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年5月31日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道規則第62号

北海道財務規則の一部を改正する規則

北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「監査委員事務局総務課長」を「監査委員事務局総括監査課長」に改める。

第10条第1項中「教育庁企画総務部教職員局給与課長」を「教育庁教育職員局給与課長」に改める。

第43条第2項第4号中「、給与取扱責任者」を削る。

第94条第2項第1号中「第5条」を「第6条」に改める。

第134条を次のように改める。

第134条 削除

別表第1中「各道税事務所」を「札幌道税事務所」に、「苫小牧地方環境監視センターを野幌森林公園事務所」「苫小牧地方環境監視センター」に改める。 別記様式目次中「、134」を削る。 第16号様式中「、第134条」を削り、同様式末尾欄外注1の事項中「、資金前渡員及び給与取扱責任者の預託金利子の納入」及び「委任又は」を削る。 附 則 この規則は、平成19年6月1日から施行する。 刑事施設及び受刑者の処遇等に関する法律の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例の施行期日を定める規則をここに公布する。 平成19年5月31日 北海道知事 高 橋 はるみ 北海道規則第63号 刑事施設及び受刑者の処遇等に関する法律の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例の施行期日を定める規則 刑事施設及び受刑者の処遇等に関する法律の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例（平成19年北海道条例第35号）の施行期日は、平成19年6月1日とする。	
訓 令	
北海道訓令第11号 本 庁 出 先 機 関 機構改正に伴う関係訓令の整備に関する訓令を次のように定める。 平成19年5月31日 北海道知事 高 橋 はるみ 機構改正に伴う関係訓令の整備に関する訓令 （北海道事務決裁規程の一部改正） 第1条 北海道事務決裁規程（昭和41年北海道訓令第3号）の一部を次のように改正する。 第4条の3の見出し中「参事監」を「危機管理監等」に改め、同条中「参事監」を「危機管理監及び参事監」に改める。 別表第2企画振興部地域振興・計画局の事項中「地域振興・計画局」を「地域振興・計	

画局地域づくり支援室」に改め、同表建設部住宅局建築指導課の事項第1項の部次長及び局長専決事項の欄第2号中「第18条第14項」を「第18条第23項」に改める。 別表第4の支庁の本庁建設部の分掌事項第7項中第13号を第15号とし、第12号を第14号とし、同項第11号中「第23条の8」を「第23条の9」に、「登録簿」を「登録簿等」に改め、同号を同項第13号とし、同項第10号中「第23条の7第1項」を「第23条の8第1項」に改め、同号を同項第12号とし、同項第9号中「第23条の6」を「第23条の7」に改め、同号を同項第11号とし、同項中第8号を第10号とし、第7号を第9号とし、第6号を第8号とし、同項第5号中「第9条」を「第9条第1項」に改め、同号を同項第6号とし、同号の次に次の1号を加える。 （7）第9条第2項の規定に基づき、免許を取り消した旨を公告すること。 別表第4の支庁の本庁建設部の分掌事項第7項第4号の次に次の1号を加える。 （5）第8条の2の規定に基づき、二級建築士又は木造建築士の死亡等の届出を受理すること。 別表第4の支庁の本庁建設部の分掌事項第7項に次の1号を加える。 （16）第26条第4項において準用する第10条第5項の規定に基づき、処分をした旨を公告すること。 別表第4野幌森林公園事務所の事項を削り、同表水産孵化場の事項の次に次の1事項を加える。 北方建築総合研究所 1 建築基準法の施行に関する事務 （1）第6条第5項、第6条の2第3項又は第18条第4項の規定に基づき、構造計算適合性判定を行うこと。 （2）第6条第7項、第6条の2第4項又は第18条第6項の規定に基づき、構造計算に関して専門的な識見を有する者の意見を聴くこと。 （3）第6条第8項、第6条の2第5項又は第18条第7項の規定に基づき、構造計算適合性判定結果通知書の交付を行うこと。 （4）第6条第9項、第6条の2第6項又は第18条第8項の規定に基づき、構造計算適合性判定期間の延長を行い、その旨及びその延長する期間並びにその延長する理由を記載した通知書を交付すること。 別表第4の土木現業所の事項第25項中第13号を第15号とし、第12号を第14号とし、同項第11号中「第23条の8」を「第23条の9」に、「登録簿」を「登録簿等」に改め、同号を同項第13号とし、同項第10号中「第23条の7第1項」を「第23条の8第1項」に改め、同号を同項第12号とし、同項第9号中「第23条の6」を「第23条の7」に改め、同号を同項第11号とし、同項中第8号を第10号とし、第7号を第9号とし、第6号を第8号とし、同項第5号中「第9条」を「第9条第1項」に改め、同号を同項第6号とし、同号の次に次	
---	--

の1号を加える。

（7）第9条第2項の規定に基づき、免許を取り消した旨を公告すること。

別表第4の土木現業所の事項第25項第4号の次に次の1号を加える。

（5）第8条の2の規定に基づき、二級建築士又は木造建築士の死亡等の届出を受理すること。

別表第4の土木現業所の事項第25項に次の1号を加える。

（16）第26条第4項において準用する第10条第5項の規定に基づき、処分をした旨を公告すること。

別表第6の局長の決裁事項の項中「にあっては局次長」を「であって当該局次長の主管する事務については当該局次長」に改め、同表の東京事務所長の決裁事項の項の次に次の1事項を加える。

札幌道税事務所長の決裁事項	税務管理部長（自動車税部の主管する事務については、自動車税部長とする。）	課税第一課長（自動車税部の主管する事務については、自動車税課税課長とする。）
---------------	--------------------------------------	--

別表第6の札幌中央道税事務所長の決裁事項の項、札幌北道税事務所長の決裁事項の項、札幌南道税事務所長の決裁事項の項及び野幌森林公園事務所長の決裁事項の項を削り、同表の地質研究所長の決裁事項の項中「総務部長」を「企画調整部長」に改める。

（北海道消防関係職員服制の一部改正）

第2条 北海道消防関係職員服制（昭和40年北海道訓令第52号）の一部を次のように改正する。

「 総 務 部 長 」	「 総 務 部 危機管理監 」
-------------	-----------------

附 則

この訓令は、平成19年6月1日から施行する。ただし、第1条中北海道事務決裁規程別表第2の建設部住宅局建築指導課の事項の改正規定、別表第4の支庁の本庁建設部の分掌事項の改正規定、同表の水産孵化場の事項の次に1事項を加える改正規定及び同表の土木現業所の事項の改正規定は、同月20日から施行する。

北海道訓令第12号

本 庁
出 先 機 関

北海道文書管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成19年5月31日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道文書管理規程の一部を改正する訓令

北海道文書管理規程（平成10年北海道訓令第7号）の一部を次のように改正する。

別表の付表中

「 地域振興・計画局（計画室、市町村課及び統計課を除く。） 」	地 計	を
「 地域振興・計画局地域づくり支援室 」	地 支	に、
「 総務課 」	保 総	を
「 総務課 保健医療局地域医師確保推進室 」	保 総 医 推	に、
「 保健医療局国民健康保険課 」	国 保	を
「 保健医療局国民健康保険課 福祉局ねんりんピック推進室 」	国 保 ね ん 推	に改める。

附 則

この訓令は、平成19年6月1日から施行する。

北 海 道
北海道教育委員会 訓 令

北海道 訓令第1号 北海道教育委員会 庁中一般 部局 北方領土隣接地域振興対策連絡協議会設置規程の一部を改正する訓令を次のように定める。 平成19年5月31日 北海道知事 高橋 はるみ 北海道教育委員会委員長 橋 場 昇 北方領土隣接地域振興対策連絡協議会設置規程の一部を改正する訓令 北方領土隣接地域振興対策連絡協議会設置規程（昭和56年北海道・北海道教育委員会訓令第1号）の一部を次のように改正する。 第3条第3項中「北海道教育庁企画総務部長の職にある者」を「北海道教育庁教育次長の職にある者のうち北海道教育委員会教育長の指名する者」に改める。 附 則 この訓令は、平成19年6月1日から施行する。	(1) 北海道交通安全総合対策本部設置規程（昭和43年北海道・北海道教育委員会・北海道警察本部訓令第1号）第3条第4項 (2) 北海道青少年健全育成推進本部設置規程（昭和40年北海道・北海道教育委員会・北海道警察本部訓令第1号）第3条第4項（消費生活安定会議規程の一部改正） 第2条 消費生活安定会議規程（昭和50年北海道・北海道教育委員会・北海道警察本部訓令第2号）の一部を次のように改正する。 第3条第4項中「北海道教育庁企画総務部長」を「北海道教育庁教育次長の職にある者のうち北海道教育委員会教育長の指定する者」に改める。 （北海道人権施策推進本部設置規程の一部改正） 第3条 北海道人権施策推進本部設置規程（平成16年北海道・北海道教育委員会・北海道警察本部訓令第1号）の一部を次のように改正する。 第3条第4項中「教育庁企画総務部長」を「教育庁教育次長の職にある者のうち北海道教育委員会教育長の指定する者」に改める。 （北海道男女平等参画推進本部設置規程の一部改正） 第4条 北海道男女平等参画推進本部設置規程（平成7年北海道・北海道教育委員会・北海道警察本部訓令第3号）の一部を次のように改正する。 第3条第4項中「教育庁企画総務部長、教育庁生涯学習部長」を「教育庁教育次長の職にある者のうち北海道教育委員会教育長の指定する者」に改める。 （北海道経済・雇用対策推進本部設置規程の一部改正） 第5条 北海道経済・雇用対策推進本部設置規程（平成15年北海道・北海道教育委員会・北海道警察本部訓令第1号）の一部を次のように改正する。 第6条第2項中「知事政策部長」の次に「、知事政策部参事監」を加える。 別表中「知事政策部長」を 「知事政策部長 知事政策部参事監」 に、「教育庁企画 総務部長」を 「教育庁教育次長 （教育長の指定する者に限る。）」 に改める。 （北海道生涯学習推進本部設置規程の一部改正） 第6条 北海道生涯学習推進本部設置規程（平成2年北海道・北海道教育委員会・北海道警察本部訓令第1号）の一部を次のように改正する。 第3条第4項中「北海道教育庁の部長」を「北海道教育庁教育次長」に改める。
北海道 北海道教育委員会訓令 北海道警察本部	
北海道 北海道教育委員会訓令第1号 北海道警察本部 庁中一般 部局 機構改正に伴う関係訓令の整備に関する訓令を次のように定める。 平成19年5月31日 北海道知事 高橋 はるみ 北海道教育委員会委員長 橋 場 昇 北海道警察本部長 樋 口 建 史 機構改正に伴う関係訓令の整備に関する訓令 （北海道交通安全総合対策本部設置規程及び北海道青少年健全育成推進本部設置規程の一部改正） 第1条 次に掲げる訓令の規定中「北海道教育庁生涯学習部長」を「北海道教育庁教育次長の職にある者のうち北海道教育委員会教育長の指定するもの」に改める。	

第7条中「北海道教育庁生涯学習部生涯学習推進局生涯学習課」を「北海道教育庁生涯学習推進局生涯学習課」に改める。

附 則

この訓令は、平成19年6月1日から施行する。

**北 海 道
北 海 道 企 業 局 訓 令
北海道教育委員会**

**北 海 道
北 海 道 企 業 局 訓 令 第 1 号
北海道教育委員会**

庁 中 一 般
部 局

北海道土地・水対策連絡協議会設置規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成19年5月31日

北 海 道 知 事 高 橋 はるみ
北海道公営企業管理者 梶 本 孝 博
北海道教育委員会委員長 橋 場 昇

北海道土地・水対策連絡協議会設置規程の一部を改正する訓令

北海道土地・水対策連絡協議会設置規程（昭和47年北海道・北海道企業局・北海道教育委員会訓令第1号）の一部を次のように改正する。

第3条第3項中「北海道教育庁生涯学習部長」を「北海道教育庁教育次長の職にある者のうち北海道教育委員会教育長の指定する者」に改める。

附 則

この訓令は、平成19年6月1日から施行する。

**北 海 道
北 海 道 企 業 局 訓 令 第 2 号
北海道教育委員会**

庁 中 一 般
部 局

北海道苫小牧東部開発本部規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成19年5月31日

北 海 道 知 事 高 橋 はるみ

北海道公営企業管理者 梶 本 孝 博
北海道教育委員会委員長 橋 場 昇

北海道苫小牧東部開発本部規程の一部を改正する訓令

北海道苫小牧東部開発本部規程（平成7年北海道・北海道教育委員会・北海道企業局訓令第2号）の一部を次のように改正する。

第3条第4項中「北海道教育庁企画総務部長」を「北海道教育庁教育次長の職にある者のうち北海道教育委員会教育長の指定する者」に改める。

附 則

この訓令は、平成19年6月1日から施行する。

**北 海 道
北海道教育委員会 訓 令
北海道警察本部
北海道企業局**

**北 海 道
北海道教育委員会 訓令第1号
北海道警察本部
北海道企業局**

庁 中 一 般
部 局

新しい総合計画検討委員会設置規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成19年5月31日

北 海 道 知 事 高 橋 はるみ
北海道教育委員会委員長 橋 場 昇
北海道警察本部長 樋 口 建 史
北海道公営企業管理者 梶 本 孝 博

新しい総合計画検討委員会設置規程の一部を改正する訓令

新しい総合計画検討委員会設置規程（平成18年北海道・北海道教育委員会・北海道警察本部・北海道企業局訓令第1号）の一部を次のように改正する。

第3条第3項中「、参事監」を「（部長相当職を含む。）の職にある者のうち知事の指定する者」に、「教育庁企画総務部長」を「教育庁教育次長の職にある者のうち教育長の指定する者」に改める。

第6条第2項中「教育庁企画総務部総務政策局教育政策課長」を「教育庁総務政策局教育政策課長」に改める。

附 則 この訓令は、平成19年6月1日から施行する。	
北 海 道 北海道教育委員会 北海道人事委員会 北海道監査委員訓令 北海道労働委員会 北 海 道 議 会 北 海 道 企 業 局	
北 海 道 北海道教育委員会 北海道人事委員会 北海道監査委員訓令第2号 北海道労働委員会 北 海 道 議 会 北 海 道 企 業 局 庁 中 一 般 部 局 第58回全国植樹祭北海道実施本部設置規程の一部を改正する訓令を次のように定める。 平成19年5月31日 北 海 道 知 事 高 橋 はるみ 北海道教育委員会委員長 橋 場 昇 北海道人事委員会委員長 中 澤 義 則 北海道代表監査委員 宮 間 利 一 北海道労働委員会会長 曾 根 理 之 北 海 道 議 会 議 長 釣 部 勲 北海道公営企業管理者 梶 本 孝 博 第58回全国植樹祭北海道実施本部設置規程の一部を改正する訓令 第58回全国植樹祭北海道実施本部設置規程（平成18年北海道・北海道教育委員会・北海道人事委員会・北海道監査委員・北海道労働委員会・北海道議会・北海道企業局訓令第1号）の一部を次のように改正する。 別表第3中	「 教育庁企画総務部長 教育庁生涯学習部長 」 を 「 教 育 庁 教 育 次 長 教育庁教育次長兼教育職員監 」 に改める。 別表第4中「企画振興部地域振興・計画局長」の次に「兼地域づくり支援室長」を加え、 「 同 同 企画振興部新幹線・交通企画局新幹線対策室長 企画振興部科学IT振興局次長 」 を 「 同 同 企画振興部新幹線・交通企画局新幹線対策室長 」 に、「教育庁企画総務部総務政策局長」を「教育庁総務政策局長」に、「教育庁企画総務部教職員局長」を「教育庁学校教育局長」に、「教育庁新しい高校づくり推進室長」を「教育庁生涯学習推進局長」に、「教育庁生涯学習部生涯学習推進局長」を「教育庁新しい高校づくり推進室長」に、 「 同 同 教育庁生涯学習部生涯学習推進局次長 教育庁生涯学習部学校教育局長 」 を 「 同 同 教育庁教育職員局長 」 に改める。 別表第5特別接伴部の部中「教育庁企画総務部総務政策局教育政策課長」を「教育庁総務政策局教育政策課長」に、「教育庁企画総務部総務政策局教育政策課主幹」を「教育庁総務政策局教育政策課主幹」に、「監査委員事務局総務課主幹」を「監査委員事務局総括監査課主幹」に改める。 附 則 この訓令は、平成19年6月1日から施行する。 道 人 事 委 員 会 規 則

職員の任用に関する権限の一部を任命権者に委任する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年5月31日

北海道人事委員会委員長 中 澤 義 則

北海道人事委員会規則6－34

職員の任用に関する権限の一部を任命権者に委任する規則の一部を改正する規則

職員の任用に関する権限の一部を任命権者に委任する規則（北海道人事委員会規則6－6）の一部を次のように改正する。

別表第1の教育委員会の項中「本庁の部長」を「教育次長」に改める。

別表第2の2の項中「船舶職員法」を「船舶職員及び小型船舶操縦者法」に、「第2条第4項」を「第2条第5項」に、「海技従事者」を「海技士」に改める。

附 則

この規則は、平成19年6月1日から施行する。

北海道職員の特殊勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年5月31日

北海道人事委員会委員長 中 澤 義 則

北海道人事委員会規則7－1137

北海道職員の特殊勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

北海道職員の特殊勤務手当の支給に関する規則（北海道人事委員会規則7－27）の一部を次のように改正する。

第8条第1項中「並びに黄熱」を削る。

別表中	(1) 患者又は患家の消毒又は訪問指導	感染症予防法第6条第2項から第4項までに規定する感染症及び人事委員会がこれらに相当すると認める感染症並びに黄熱	
	(2) 診療又は看護		
	検診又は戸口調査	感染症予防法第6条第2項から第4項までに規定する感染症及び人事委員会がこれらに相当すると認める感染症	

を

「	(1) 患者又は患家の消毒又は訪問指導	感染症予防法第6条第2項から第4項までに規定する感染症及び人事委員会がこれらに相当すると認める感染症	に改める。
	(2) 検診又は戸口調査		
	(3) 診療又は看護		

」

附 則

この規則は、平成19年6月1日から施行する。

管理職手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年5月31日

北海道人事委員会委員長 中 澤 義 則

北海道人事委員会規則7－1138

管理職手当に関する規則の一部を改正する規則

管理職手当に関する規則（北海道人事委員会規則7－267）の一部を次のように改正する。

別表第1アの表本庁の部中

「職員監 参事監」を「職員監 参事監」に改め、同表道税務所の部を次のように改める。

札幌道税務所	所長 部長	1種
	課長	2種
	主幹	4種

別表第1アの表野幌森林公園事務所の部を削り、同表衛生学院の部中「参事」を削り、同部総括教務主幹の項を削り、同表札幌高等技術専門学院の部中「副学院長」を削る。

別表第2イの表本庁の部中「部長」を「教育次長（総括）
教育次長」に改める。

附 則

この規則は、平成19年6月1日から施行する。

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年5月31日

北海道人事委員会委員長 中 澤 義 則

北海道人事委員会規則7－1139

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（北海道人事委員会規則7－405）の一部を次のように改正する。

別表第1アの表9級の項標準的な職務の欄第3項中「部長」を「教育次長」に改め、同欄中第5項及び第6項を削り、第7項を第5項とし、第8項を第6項とし、同表10級の項標準的な職務の欄第2項の次に次の4項を加える。

- 3 教育庁の教育次長（総括）の職務
- 4 議会事務局の長の職務
- 5 監査委員事務局の長の職務
- 6 人事委員会事務局の長の職務

附 則

この規則は、平成19年6月1日から施行する。

公益法人等への北海道職員等の派遣等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年5月31日

北海道人事委員会委員長 中 澤 義 則

北海道人事委員会規則16－12

公益法人等への北海道職員等の派遣等に関する規則の一部を改正する規則

公益法人等への北海道職員等の派遣等に関する規則（北海道人事委員会規則16－1）の一部を次のように改正する。

別表第1中「公立学校共済組合北海道支部」、「財団法人北海道環境財団」及び「社団法人北海道総合在宅ケア事業団」を削り、
「社団法人北海道国際農業交流協会」を
「社団法人北海道国際農業交流協会
社団法人北海道治山林道協会」に改める。

附 則

この規則は、平成19年6月1日から施行する。

